主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人林徳太郎上告趣意書第一点原判決は理由不備か然らずんば採証の法則を誤り以て重大なる事実の誤認を為したることを疑ふに足るべき顕著なる事由あり破毀を免れざるものと信ず。

(一) 原判決に於て「(前略)右Aが毎晩のように小便を漏らし剰へ同年五月頃 からは下痢のために度々大便を漏らすことがあつたが被告人はこれに対して十分な 手当を加へてやらないのみか.....(中略).....極度に衰弱して歩行すら困難の状態 になつたにかゝわらず何等これに対して医療の手を加へようともせずに放置し云々」 と判示し以て之が事実認定の証拠として被告人の予審第二回、第三回の訊問調書に 於ける供述記載と鑑定人Bの鑑定書又は供述を援用したり然れども右判示理由並に 其の証拠は判決に重大なる影響あり且つ被告人に利益なる事実並に証拠を無視した る重大なる事実の誤認ありたるものにして即ち本件記録上明かなる如く被告人は其 の家族五人で六月二十七日頃佐渡郡 a 町 C 方に赴き約一ケ月間滞在し其の間七月四 日a町のD医師にAを診察せしめ二日分の薬を貰ひたる事実に関する供述(被告人 第七回警察聴取書中「七月初の頃と思ひますがAは大部痩せて来たのでEに言ひ付 けてa町のD医院で診て貰ひました処此の子供は喰つても喰つても痩せる病気に取 りつかれたと言つて居られたそうであります。」との供述記載又第一審第一回公判 調書中の被告人訊問に於て「問、Aが下痢をしたり其様に痩せ衰へた事に対し医師 に見せた事があつたか。答、佐渡に居た時Dと云ふ医師に一度丈け見て貰ひました 丈けです。」との供述記載)並にこれが事実を証する証拠として関係人の警察聴取 書中D医師、E、C各関係人の聴取書然かも之等の聴取書は第一審第二審公判に於 て証拠調為されたる歴然たる証拠を無視したるものなり。而して此等の証拠によれ

ばD医師は幼者Aの病状を「腸カタル」と診断し下痢止めの薬を与へ特に摂食するよう注意したることを推認し得べく被告人は其の医師の注意を心得て幼者Aに対して摂食に注意したる事実あり。果して然らば原判決理由に於て又摘示証拠に於て前記証拠に反する事実のみを挙示し以て「幼者の生存に必要な保護を与へず因つて……(中略):…栄養障碍による衰弱のため死亡するに至らしめたものである」と判示したるは判決に重大なる影響ある重大なる事実の誤認ありと云ふべきか然らずんば理由不備と称すべく原判決は破毀を免れざるものと信ず。

(二) 前記原判決判示理由の証拠として「原審第三回(第二審第三回)公判調書 中原審証人Bの供述として……(中略)……その胃腸疾患は栄養物の採取不十分の ために起きたものでそのための栄養障碍ではないかと考へられる。なほ死体解剖の 際胃中に多量の不消化物が残つていたがこの事は疾患に対する手当が不十分であつ たものとも考へられる。このような場合に保護者として執らねばならぬ措置は先ず 医師の診断と治療を受けてその指示により消化し易い栄養物を十分に与へることで あつて……(中略):::長い間の栄養障碍とそれに対する十分な手当を加へなか つた結果云々」の記載を援用したり。然れども原判決は右援用証拠の価値判断を誤 りて援用せられたるものと信ず。即ち「栄養物の採取不十分」と抽象的に云ふも是 は専問の医学上に於ては具体的に何を意味するや又社会通念上に於ては何を意味す るや延いて被告人がAをして其栄養物を取らしめ得るに拘らず取らしめざりしやも 考へざるべからず胃腸疾患の際に取らしむべき栄養物を専門医学上の栄養物の意に 解せば其の栄養物は特別の知識経験を有する医師以外は之を知らざるは当然にして 然かも此の証言中に之を具体的に指示せざるに於ては裁判所と雖も之を知るに由な し。又栄養物の語を吾等の社会通念上の栄養物の意に解し更に消化し易い栄養物と 消化し難き栄養物とに区別して考ふるに消化の易い栄養物とは如何なるものを意味 するやお粥、牛乳、スープ、卵、魚肉の如きものを意味するや若し然りとせばお粥 を除き他は客観的に絶対需要不可能とも称すべきものなり。何故被告人の犯罪地も鉱山は山間僻地にして鉱山の職員以外商人の居住せざる所なり。従つて一から十迄鉱山より配給を受けたるもののみにて生活せざるべからざる土地なり。加之交通不便と戦時下B29の飛来頻繁にして遠くc町へヤミの買出しにさへ出掛け難き時節なることは公知の事実又は裁判所に顕著なる事実と云ひ得べきが故に被告人は本件記録上の証拠として明かなる配給表による配給品以外は殆んど入手不可能なる状態なり。然かも配給表による配給品を一覧せば社会通念上消化し易い栄養物を配給したりや、米以外なしと称するも過言にあらず。されば米によるお粥と野菜、味噌醤油のみにて消化し易きものと云ひ得るとしても果して栄養物と云ひ得るや若し然りとせば当時所謂栄養失調症は世間になかりしなるべしと内科専門医は断言す。又「栄養障碍の原因は消化器官の疾患によるものと判断したが其の胃腸病は栄養物の採取不十分のために起きたもので云々」との外科医専門としての証人の証言も他の内科専門医は矛盾も甚しき証言なりと批評せり。

即ち栄養物は採取不十分の為めに胃腸疾患を生ずるものに非ずして逆に胃腸疾患 ある場合に栄養物採取不十分となり延いて栄養障碍を起すものなりと批許せり。宜 なるかな原判決が援用したる前記証人Bの証言中の他の部分に右批評と同一のこと を証言す(原審第三回公判調書中証人B証言)即ち

「問(前略)医学上一般に栄養障碍の原因となる場合は如何。答、それは一、栄養物の採取不十分の場合或は全く与へぬ場合 二、消化器官の疾病ある場合(中略)問、Aの栄養障碍の原因は右の中何れの場合に該当するものと判断したか 答、私の屍体解剖上から判断した処によりますと胃腸の症状がありましたので消化器官の疾患によるものと判断しました」とあり前記栄養障碍の原因の第二に属すること従って消化器官の疾患により栄養採取不十分となり延いて栄養障碍を起す場合に該当することを明言せるに拘らず之を一見矛盾する同一証人の証言中の他の判示援用証

言を採つて以つて証拠と為したるは如何に採証の自由ありと雖も明かに原判決が不 当に証拠を判断し以つて重大なる事実の誤認を為したるものと謂はざるべからず。 故に本件は栄養物を与へざりしことを以つて幼者に必要なる保護を与へざりしこと に重点を置き考察すべきにあらずして食の如何を問はず医師の診断施薬其の他の被 告人の心遣ひが幼者Aに払れたりや換言すれば前記判示証拠の「この様な場合に保 護者として執らねばならぬ措置は先づ医師の診断と治療を受けその指示により云々」 の点に重点を置き医師に診断せしめたりや其の指示に従ひたりや等に着目すべきも のと信ず。然らば前記上告理由第一点(一)の主張の如く被告人は七月四日幼者 A をD医師に診察せしめD医師は「腸カタル」と診断して下痢止めの薬を二日分調剤 交付したること一件記録に明かなるも唯D医師が如何なる指示を与へたるかはD医 師の警察聴取書では具体的には不明にして単に「私が診察した時は非常に病状が悪 く栄養障碍が甚しく」と陳述し居るのみ而して此の陳述に疑問あるは「非常に病状 が悪い栄養障碍」に対し単に「腸カタル」と診断し下痢止めを調剤したることであ つて是は吾人の医療上の経験からしても誤診せるものか病状を軽く診察したるもの の如し。此の点に就き原審証人Bの証言中にも「問、Aが佐渡で医師に診て貰つた 処一月や二月では治らぬ食物の量を定めて与へろと云はれ「腸カタル」と診断され て二日分の下痢止を与へたと云ふ事であるが夫れは重い栄養障碍と診ての手当か」 答「夫れ丈けなれば割合に軽く診ての手当と思ひます」と証言し之を裏書す。

而して現在死亡せずD医師の右の如き指示の如き内容暖味を証人Cの証言(第一審)即ち問「証人方に滞在中Aを医者に掛けた事があつたか」答「度丈けありました」問「其の時の模様は」答「夫れはAが私方に来てから僅か経つた時であつたと思ひますがAはお腹を下すし先程申上げた様に幾ら食べさせてもだんだん痩行く様であり元気が無くて外で友達と遊ぶ様なこともなかつたので一度医者に診て貰つたら様子が判るだらうと云ふことでフミがEに云ひ付けEがAを連れてa町のDと云

ふお医者様に行つて診て貰つたのであります。 E が帰つて来て云ふにはお医者様に診せたらお医者様は此の子は食物を幾ら食べさせても身にならぬし大体食べ過ぎるのではないかと思はれるから之れからは好い加減にして食を極めて食べさせる様にしろと云つたとの事でありました」とあるに徴し考覈せば摂食を指示したるものの如く証人 B の証言の如く消化し易い栄養物を十分に与へることを指示せざることを推認し得べく証人 E の証言によるも亦同様の推認を為し得べし。

果して然からば被告人は幼者Aに対し証人Cの証言「問、医者に診せた後はAに 対し何の様な手当をしてやつたか」答「貰つて来た薬を飲ませた外は別段手当をし ませんでしたがお医者様の云ふ通り食を極めて食べさせようと云ふので其の後は朝 と昼はお粥を二膳か二膳半位晩は御飯を軽く二膳位食べさせて居りました」とある 如く摂食に注意しつつありたることを推認せらるべし。斯かる被告人の行為が十分 な手当とは言ひ難からんも為めにAの症状が益々激しくなつて死に致つたものと云 ひ得るであらうか。前掲同判示証言中の「解剖の際胃中に多量の不消化物が残つて 居たがこの事は疾患に対する手当が不十分であつたものとも考へられる。この様な 場合に保護者として執らねばならぬ措置は先づ医師の診断と治療を受けその指示に より消化し易い栄養物を十分に与へることであつて結局Aの場合は其の最初の原因 は死体解剖丈けでは判らなかつたが長い間の栄養障碍とそれに対する十分な手当を 加へなかつた結果その症状が益々激しくなつて死に致つたものと考へられる」旨の 記載は栄養障碍に対する十分な手当を加へなかつたことは死との間に相当因果関係 ありと認めたるものの如し。然かれどもこの証言は特に慎重に御研究を請求する次 第である。外科専門医である右証人の証言によれば「十分の手当」とは其の前文の 「医師の診断と治療とを受け其の指示により消化し易い栄養物を十分与へる」こと を意味し又手当が不十分とは幼者Aを解剖の胃中に多量の不消化物が残つて居たこ とを意味すること明かなるも其の不消化物とは何を指示したるものなるや不明なり。

若し此の不消化物を幼者Aが死亡の前夜嬉々として遊びながら食べた「トコロテ ン」又は「ユデ豆」を指すものとせば斯かる食物は栄養価なくとも胃腸の負担を重 からしむる不消化物にあらざることを他の内科専問医の説明する所なり。又被告人 が十分の手当を加へなかつたのでなく加へ得ざりしものなり。何故本件記録上証拠 とせらるゝ配給表にある如き配給品より他に入手不能の僻陬の交通不便の土地であ り而も八月中は時恰もB29の飛来盛んにして昼夜の別なく落つく暇なき時でもあ り各人到底身辺を良く顧みる遑なき時であり従つて注意が行き届かなかつたのであ る。唯終戦後は医師に更に診せ得べき時であつたが而し万人共に自失呆然とし人間 的感覚を失へる時であつたことは吾人の経験上明かなるが故に被告人が前回佐渡の D医師の指示による摂食と幼者Aが痩せこそすれ一度も熱を出したることもなく、 病床に臥したることなき等(一件記録上明かなる事実)に気をゆるし居りたること が換言すれば認識なき過失状態が重大なる結果を招来し本件犯罪に重大なる因果関 係ありと誤認せられたるものなりと信ずと云うにあるけれども、原判示証拠によれ ば、原判示事実は優にこれを証明することができ、原判決には採証上の法則に違背 した廉もなく、又、理由不備の点もない。尚、原判決の事実認定を非難する所論は 日本国憲法の施行に伴ふ刑事訴訟法の応急的措置に関する法律第十三条第二項の規 定により、適法な上告の理由と云うわけにいかぬ。論旨はいずれの点から云つても 理由がない。

同第二点原判決は刑事訴訟法の応急的措置に関する法律による不当に長く抑留若 しくは拘禁したる後の被告人の自白を証拠としたる違法あるものにして破毀を免れ ざるものと信ず。蓋し被告人は本件記録に明かなるが如く九月六日(或は五日)よ り警察署に拘束せられた後、検事、予審判事の取調終了迄拘束し其の問聴取書を取 ること八回次いで検事の取調一回を経て九月二十日に第一回予審判事清水喬平の取 調を受け同月二十四日第二回翌二十五日に第三回十月六日に第四回と訊問取調を受 けたり而して予審判事の第二回、第三回の取調を開始する迄被告人は既に拾八日間も警察に拘束せられ居りたるものなるが故に原判決が判示理由の証拠として援用したる予審第二回第三回の訊問調書に於ける被告人の供述記載は不当に長く拘束したる後の自白として証拠力なきものと信ず。殊に予審第二回第三回調書記載は因より他の調書に於ても被告人が佐渡 a 町滞在中 D 医師に幼者 A を診察せしめたることを全然訊問せず取調を終了したるは如何に不当に被告人の供述が不利益に記載せられ居るかを知ることを得べしと云うにあるが、被告人に対する身体の拘束がたとえ所論の如き期間に亘つて為されたとしても、本件事案の性質その他諸般の情況にかんがみても、これをもつて不当に長い抑留若しくは拘禁と云うことができないので、その期間内に為された被告人の供述を録取した予審第二回及び第三回訊問調書の記載を採つてもつて被告人に対する断罪の資に供した原判決の措置を目して、所論の刑事訴訟法の応急的措置に関する法律第十条の規定に違背するものと云ふことはできない。所論は畢竟独自の見解たるに過ぎない。論旨は理由がない。

同第三点原判決が被告人に対し検事求刑通り三ケ年の懲役を言渡したるは甚だし く不当なりと信ずべき顕著なる事由あり以下之を列記し以て破毀の理由とす而して 其事由を先づ(一)事件の性質より観察したる事由(二)時の社会状勢より観察し たる事由(三)被告人の家庭の事情より観察したる事由に大別して陳述す。

(一)事件の性質より観察したる事由。

(1) 原判決は被告人が幼者Aに対し大小便を漏らす毎に又は紙幣を盗んで破棄する毎に減食したり暴行を加へたりとし以つて幼者生存に必要なる保護を為さざる一理由とせり。被告人は幼者Aに対しては継母なるも仮令実母にしても大小便を漏らす場合は七歳ともなれば病床になき限り腹立たしくなり気を付けさせる意味にて「ツネツタリ」叩いたりする事は吾人が日常自己の小児に対し試みる所にして世間的にも亦常に見る所なり。況んや盗癖に対しては当然なり。世に犯罪行為と見らる

>ものも亦之を分析して観察する時は二様に観察する事が出来る。(一)は本人の悪徳を満足せしめんが為めに為したる場合と他は本人の美徳の欠陥に基く場合とあり前者は例へば遊興の為め窃盗を為すが如く後者は親に孝行せんが為め窃盗したるが如し。本件に於ても被告人の幼児Aに対し為したる行為は気を付ければ為さずに済むだらう又は斯くすれば治すだらう等の心遣ひから小便又は大便垂れの癖或は盗癖を匡正せんが為めに為したる行為にして其の意味なる事は一件記録の警察聴取書予審調書にも良く被告人は陳述せる所多々あり唯其行為が外見上粗野にして且つ世間的に継母の仕業と白眼せらる>立場にありたるが為め曲解さる>ものなり。之が下層階級の実母の為したることであつたならば絶対に問題になるべき程度のものにあらずと信ず。

- (2) 子供七歳頃は昔から諺にも「路端の犬の糞にも笑はれる」と云う程腕白盛りで親の云ふ事に聞き分けのない時代で若し更に悪癖がある場合は時々世間体を問はず感情に走り多少の懲戒的行為は止むを得ざるものと信ず。然かるに長らく拘束中訊問したる警察官予審判事は斯かる心情には同情せず、一回の減食一回の打擲をも凡て被告人の悪徳悪意に解し延いて継子殺しの手段に解したるは余りにも無理解過ぎ吾人の実験則上理解に苦しむ所なり。
- (二)時の社会状勢より観察したる事由
- (1) 原判決は被告人の本件刑責を負担すべき時期を昭和二十年五月頃より幼者 Aの死に致る九月三日迄とす。
- (2) 此期間は新潟県下はB29の飛来頻繁にして昼夜の別なく空襲警報かかり 殊に終戦間近く特に甚しく人間の注意力も戦争以外の事には至つて散漫の状態に在 り。
- (3) 食糧品は栄養価値を考へざる配給品であり殊に犯罪地b鉱山の如き山間僻地に於ては文字通り配給品以外入手困難の土地なるが故に配給品のみにては当然何

人も次第に知らず知らず栄養失調になり易く従つて幼者Aの如きも被告人の所為に 関係なく栄養失調に陥り居りたるものにあらずやとも思はる。

(4) 兎も角当時は社会状勢が窮迫し居り悪化し居りたるが故に被告人に限らず万人の行為に就ても此の社会状勢を充分参酌して評価してやらねばならぬ時勢なるに本件に於ては少しも此点を考慮せず平時に於ける善良なる管理者の注意義務を要求して事実判断を為せるは被告人に対しても酷に失す。

(三)被告人の家庭の事情より観察したる事由

- (1) 一件記録上明かなる如く被告人の内縁の夫Fはb鉱山の人夫募集下請人に過ぎず従つて其生活は下層階級に属して居るものと言ひ得べく而も其の内縁の夫が応召後(昭和十九年十二月三十一日)は一家の生活の支柱を失ひたるものなるが故に其の後は収入なく僅かの貯蔵物資と少額の貯金により生活するの外なく、斯くては其先幾ケ月を生活し得るや時期の問題であり一物一銭たりとも倹約して生活せざるべからざる窮地に在り従つて家族全部が有り合せの食事をせざるべからざること加之被告人自らは昭和二十年五月上旬一子を出産し産後の肥立も悪く四十日間も病床にありし故多少心気亢進しつゝありと推認ぜらる。
- (2) 斯かる家庭事情に於て幼者Aに十分なる手当を加へ得ざることは当然にして敢て悪意の仕業と考へることは無慈悲も甚しきものなり。
- (3) 被告人も斯かる生活を為し来りたるが故に第一審々理中より肺浸潤に罹り来り未だに全快せず(一件記録中公判延期の際疏明書類として診断書添付す)此の病気も畢竟栄養失調より次第に抵抗力を減じたるの結果罹りたるものなり。
- (4) 今は内縁の夫とも別れ被告人の幼児三人を抱え日々の生活にも事欠き居るに若し被告人にして三ケ年労役に服せんか後に残されたる子供三人は誰も面倒を見るものなど、此事を忍び被告人は日夜懊悩として苦しみ居る次第なり。

以上の事由を綜合考慮せば幼者Aの死を被告人の責に帰し傷害の罪に比較し重き

に従つて三ケ年の懲役に処するは全く同情なき次第にして須らく二年の懲役に減刑 し執行猶予の恩典を与へらるゝことこそ威厳ある裁判に一段の生きたる光彩を放つ ものと信ずと云うのであるが、原判決の刑の量定を攻撃する本論旨は日本国憲法の 施行に伴う刑事訴訟法の応急的措置に関する法律第十三条第二項の規定により、適 法な上告の理由と云うことはできないので、論旨はこれを採用するわけにはいかぬ。 弁護人鍜冶利一上告趣意書第一点原判決八理由不備ノ裁判デアル。原判決八其理 由二於テ「云々Aガ毎晩ノ様二小便ヲ漏ラシ剰へ同年五月頃カラ下痢ノ為メニ度々 大便ヲ漏ラスコトガアツタガ被告人ハコレニ対シテ十分ナ手当ヲ加ヘテヤラナイノ ミカ却ツテ段々ニ同人ヲ僧ミ辛ク当ルヨウニナリ大小便ヲ漏ラス度毎ニ打ツ叩ク等 ノ暴行ヲ加へ且ツ食糧ガサシテ不足シテイタ訳デモナイノニ三度ノ食事ヲニ度又ハ 一度ニ制限シタリソノ量ヲ減ラシタリスルコトガ度重ナリ健康体ト同様ナ不消化物 ヲ与ヘテ居ツタ為A八漸次栄養障碍ニ陥ツテ痩セ衰エ」タモノデアルト判示シタ。 即チ上告人八Aが毎晩ノヨウニ小便ヲ漏ラシテ下痢ノ為メニ度々大便ヲモ漏ラスコ トガアツタガ手当ヲ加ヘテヤラナイノミカ大小便ヲ漏ラス度毎ニ食事ヲ制限シタリ ソノ量ヲ減ラシタリ健康体ト同様ナ不消化物ヲ与ヘテ居タ為Α八漸次栄養障碍ニ陥 ツタト云フノデアツテ其証拠理由ヲ見ルノニ上告人ニ対スル予審第二回及ビ第三回 訊問調書ヲ唯一ノ証拠トシテ居ル。而シテ右訊問調書ニヨレバ「A八胃腸が悪クテ 時々下痢ヲシマシタガ大シタコトハナイノデー度モ医者ニ見セナカツタ」(二二六 丁)「医者ニモ見セナイノハ悪イ事デアリマシタ」(二三二丁)トノ記載ガアリ上 告人八Aガ下痢シテ居ルノニー度モ医師ニ見セナカツタ旨ノ供述ヲ証拠トシテ前記 ノ如キ判示ヲシテ居ルノデアル。然シ上告人八昭和二十年六月下旬ニEトAヲ伴ツ テ佐渡へ行キ滞在中Aが下痢ヲ起シタノデa町ノD医師ニ診断ヲ受ケシメテ居ル此 事実八上告人ノ原審供述二「問、其ノ間ニAヲ医者ニ見セタカ答、ハイ診察シテ貰

ヒマシタ問、、ドウシテ医者二診セタカ答、水アタリカ何カデ腹ヲコワシタガ三日

モ四日モシテモ下痢ガ止マル様子ガナイノデE二医者へ連レテ行カシタノデス問、然カシ夫レ迄ニモ下痢ヲシタコトハ度々スツタ様デハナイカ答、夫レ迄モ下痢ハシマシタガ其ノ時ガー番酷カツタノデス問、ドウ云ウ診断デアツタカ答、医者ハ之ハ食べ過ギタカラ余リ食べサセルト悪イカラ食物ヲ気ヲ付ケレバ良イト云フコトデシタ」(六七四丁)トアルノミナラズD医師ニ対スル聴取書ニモ七月四日Aヲ診察シ腸カタルデニ日分ノ薬ヲヤツタ旨ノ供述記載ガアリ(三〇三丁)C(五七七丁以下)並ニE(四八八丁)モ同様証言シ否定スル事ノ出来ナイ事実デアル。Aハ昭和十九年十月頃大分カラ来タ当時ヨリ毎晩ノヨウニ寝小便ヲシテ居リ又脱腸ガアツテ普通ノ子供ノヨウニ飛ビ廻ツテ遊ブ方デハナク痩セ型デアツタカラ冷エ性デ胃腸ガ悪カツタコトハ想像スルニ難クナイ。

Aが大便ヲ漏ラシタ際ニ食事ヲ制限シタリ其量ヲ減ラシタリシタノハ同人ガ下痢ヲ起シテ大小便ヲ漏ラシ別段発熱モナイノデ普通ノ下痢デアルトコロカラ食べ過ギデアルト判断シテ之ヲ治ス為メニシタコトデアル。発熱シタリシナイ限リ普通ノ食過ギ或ハ冷込ミカラ来ル下痢デアルト考へ食物ヲ制限シタリ治癒ヲサセルノハ通常ノ方法デアリ上告人モ此普通ノ考へ方ヲ実行シタニ過ギナイ。然カルニ佐渡へ連レテ行ツテカラ相当激シイ下痢ヲシタノデ心配シテ医師ノ診断ヲ受ケテ居ル。処ガ医師ノ話モ普通ノ腹下シテ食べ過ギデアルカラ食物ヲ加減セヨトノコトデアツタノデ上告人ノ考へテ居タコトト医師ノ意見トハ一致シテ居ル為メ大便ヲ漏ラス様ナ場合食物ヲ制限シテ行ケバ自然ト治ルモノト考へテ居タモノニ外ナラヌ。換言スレバ上告人ハ医師ノ診断ヲ受ケシメテ其意見ニ従ヒ食物ノ制限ヲシタノニ外ナラズ其レハムノ下痢ヲ治ス方法デアル。現ニBノ証言ヲ見テモ「問、夫レデハ今迄普通ニ食事ヲサセテ居タモノカ、左様ナ病気ガアル為三膳ノ飯ヲニ膳ニスル等ノ制限ヲシテ与ヘルト云フコトハ何フカ答、一般ニハソウスルノガ普通ナノデアリマス」(五六三丁)トアツテ斯様ナ場合食物ノ制限ヲスルノガ世間一般ノ方法ナノデアル。而カモ

上告人八医師ノ診断ヲ受ケシメ其ノ診断モ自分ノ考へテ居タコトト同ジナノデ之ヲ 実行シタノでアルカラ A ノ下痢ヲ治サウトシテ為シタ事デアリ悪意ハナイモノト云 ハネバナラヌ又上告人ノ経験カラ云ツテモ同人ハ幼児父母ニ離レ六オノ頃、 G方二 貰ハレテ行ツテ子守等ヲシテ育チ小学校モ其合間ニニ年迄通ツタニ過ギズ読ミ書キ モ出来ナイ有様デアツテ苦難ノ途ヲ辿ツテ成長シ熱モ無イ下痢位デ医師ニ診セラレ タ事ハ無ク食物ヲ制限サレテ自然ニ直ツタ経験ヲ経テ来ツテ居ルノデアリ従ツテ他 ノ子供等モ同ジ様ナ方法デ育テテ来タノデアルカラ教養ノナイ思想ノ単純ナ上告人 ガ此ノ方法ヲ採ツタノハ自然デアル。故二佐渡デ医師ノ診断ヲ受ケシメタ事実ハ上 告人ガ単ニAヲ憎ンデ辛ク当リ食物ヲ制限シタノカ否カヲ判断スルニ付重要ナ点デ アル。然カルニ原審ガ此ノ点ニ付キー顧モセザルノミカ却ツテー度モ医師ニ診セタ コトハナイト云フ予審訊問調書ヲ証拠ニ引用シテ此事実ヲ全ク否定シタ上告人ハA ノ下痢ニ対シテ手当ヲ加ヘテヤラナイノミカ同人ヲ憎ミ辛ク当リ食事ヲ制限シタ旨 判示シタノハ重要ノ点ニ付判断ヲ遺脱シタモノト云フベク理由不備ノ裁判デアリ原 判決八破毀ヲ免カレナイモノト信ズルと云ひ、同第二点原判決ハ又上告人ガ「依然 トシテ右ノ様ナ仕打ヲ継続シタ為メ極度ニ衰弱シテ歩行スラ困難ノ状態ニナツタニ カカワラズ何等コレニ対シテ医療ノ手ヲ加ヘヨウトモセズニ放置シ」タ旨判示スル ガ之八原審ガ第二点ニ述ベタ様ニ上告人八Aヲー度モ医師ノ診断ヲ受ケシメナカツ タト誤解シタ結果デアル。Aニ対シテハ佐渡ニ滞在中下痢ヲ起シタノデD医師ノ診 断ヲ受ケサセテ居リ同医師ハAノ下痢ハ食べ過ギダカラ余リ食ベサセテハ不可イト 云ヒ上告人モ同ジ様二考ヘテ居タノデ食事ヲ制限シタモノデAノ衰弱ハ同人ガ漫性 ノ胃腸炎ニ罹ツテ居テ食事ヲ与ヘテモ栄養ノ吸収ガ出来ズ下痢シテ仕舞ウ結果デア リ栄養障碍ノ原因八消化器ノ疾患ニヨル栄養吸収ノ不充分デ由来スルノデアル。而 シテ上告人八D医師ノ診断ニヨレバ食べ過ギカラ来タ下痢デ食物ヲ加減シテ居レバ 治癒スルトノコトナノデ其言葉ヲ尊重シ之レニ従ツテ居タモノデアリ、元々教養モ

ナク逆境ノ裡ニ他人ノ世話デ育チ余程ノ重態或八苦痛ヲ伴ウトキデナケレバ医師ニ 見セズ下痢ノ如キ八高熱ヲ発シ苦痛ヲ訴ヘル様ナモノデナイ限リ節食サセテ自然ノ 回復ヲ待ツノヲ常トシテ居タ。Aモ別段発熱ハセズ苦痛モ訴へナイノデ通常ノ下痢 デアルカラ食物ヲ控目ニシテ居レバ治ルト信ジeニ帰来シテカラ特ニ医師ニ診療ヲ 求メルコトヲシナカツタノデアル。故二上告人八悪意デ左様ナ措置ヲ採ラナカツタ モノデハナク其境遇ト教養ノ不足ガシタモノト云フベク節食ハAノ下痢ヲ治癒シテ ヤロウトノ考ニ基クモノニ外ナラズAノ生存ニ必要ナ保護ヲ与ヘマイトノ考ヘニヨ ルノデハナイ。勿論佐渡ヨリ e へ帰ツテカラモ A ノ下痢ハ治ラナカツタノデアルカ ラ医師ノ治療ヲ受ケシムレバヨロシカツタノデアラウカ如何ナル程度ニ於テ医師ノ 診療ヲ求メルカハ其家庭ノ事情ニヨツテ異ナルトコロデアリー般的ニ申シテモ都会 ト農村デハ非常ナ差アリ農家デハ高熱ヤ相当ナ痛ミデモ伴ハナイ限リ下痢位デハ医 師ノ診断ヲ受ケナイノガ普通デアル。医師ニ見セナカツタコトヲ以テ不当ナ処置で アルト即断スルコト社会通念ニ反スルモノト云ハネバナラナイ。上告人ハΑガ佐渡 二於テ下痢ヲ起シタ際D医師ノ診断ヲ受ケシメテ居リ其結果矢張リ食べ過ギニヨル モノデアルコトガ判ツタノデ普通ノ腹下シデアルト考へ其後医師二診断ヲ求メナカ ツタノデアルト認メルノヲ相当トスルニ拘ハラズ原審ガ上告人ハ何等コレニ対シテ 医療ノ手ヲ加エヨウトモセズニ放置シタモノトシテ遺棄ノ意思ヲ肯認シタノハ具体 的事実ノ審究ヲ怠ツタモノト云フベク理由不備ノ裁判タルヲ免カレズ原判決ハ破毀 セラルベキモノト信ズルと云うのであるが、所論はいずれも原判決に理由不備あり と主張するものの、結局は原判決に事実認定に誤ありと非難する趣旨に帰するので あつて、かような主張は日本国憲法の施行に伴う刑事訴訟法の応急的措置に関する 法律第十三条第三項の規定により適法な上告の理由と云うことができないので、論 旨はいずれもその理由がない。

同第三点原判決八其ノ事実理由二於テ「A八極度二衰弱シテ歩行スラ困難ノ状態

ニナツタニカカワラズ何等コレニ対シテ医療ノ手ヲ加エヨウトモセズニ放置」シタ 旨判示シ其証拠トシテ上告人ニ対スル予審第二回及第三回訊問調書ヲ挙示シテ居ル ガ右訊問調書二八「A八衰イマシタガ寝テ居ル訳デモナク廊下ヲ歩イタリ外へ出タ リシテ遊ンデ居リマシタ。元気ハ無カツタノデアリマス。九月一、二日ハ毎食一膳 位宛食べサセ豆ノ御飯ヤ其ノ雑炊ヲ食ベサセ云々」(二二八丁裏七行目以下)トア ツテA八死亡当日迄寝テ居タコトハナク廊下ヲ歩イタリ外へ出タリシテ遊ンデ居タ 旨供述シテ居ルカラ判示ノ如ク「歩行スラ困難ノ状態ニナツタ」事実ニ非サルコト 明カデアル。極度二衰弱シテ歩行スラ困難ノ状態トナツタモノトスレバAハ寝タリ ジツトシテ居リ遊ビ行クコトハ出来ナイカラ上告人ガ如何ニ無智ナレバトテ其容態 ノ重大ナコトヲ知覚シ医師ノ診断ヲ求メテ居ル筈デアル。現ニ佐渡へ行ツタ折 A ガ 下痢ヲシタノデD医師ノ診察ヲ求メテ居ルノニ見テモeへ来テ合宿所ニ入リ衆人環 視ノ中ニ在ルノデアルカラ尚更以テ然リト云ハネバナラナイ。歩行モ困難ナ状態ニ ナツタノニ医師ニモ見セナカツタトスレバ不当デアルケレドモ発熱モセズ別段苦痛 モ訴へズ廊下ヲ歩イタリ外へ出タリシテ遊ンデ居タモノトスレバ下痢ノ為メ痩セタ モノト思ヒ特ニ重大視シナイノハ無理ナイトコロデアリ従ツテAガ「歩行スラ困難 ナ状態ニナツタ」カ否カ八本件遺棄罪ノ成否ヲ判定スルニ付重要ナ事実デアル。果 シテ然ラバ原判決八虚無ノ証拠ニヨリ事実ヲ確定シタ違法ガアリ破毀ヲ免レナイモ ノト信ズル」と云うのであるが、所論の「歩行スラ因難ノ状態ニナツタ」事実を被 告人が予審第二回及び第三回の訊問の際に供述した跡を見出すことのできないこと はまことに所論のとおりである。とは云え、原判示中の右の如き記載は原判決が被 害者Aの当時の衰弱状態を摘示するために選んだ修辞的表現であること、原判文の 措辞の前後の関係より容易に理解することができしかも被害者Aの当時の衰弱状態 が、この修辞的表現に該当するものであつたことを原判決の挙示する証拠を綜合し て優に証明し得る以上、たとへ所論の如く、被告人に対する予審第二回及び第三回 訊問調書中に、被告人の供述として適確直接にその旨の記載がなくとも、以て原判 決は証拠によらずして事実を認定したと云うべきではない。論旨は理由がない。

同第四点原判決八上告人ガAヲ保護スベキ唯一ノ責任アル者デアルトコロ幼者タル同人ノ生存ニ必要ナ保護ヲ与ヘズ因テ右Aヲシテ同年九月三日午前五時頃d寮ニオイテ栄養障碍ニヨル衰弱ノ為メ死亡スルニ至ラシメタモノトシ遺棄致死罪トシテ処断シタ本件ヲ通覧スルトキAニ対スル保護ニ於テ遺憾ノ点アルヲ看取シ得ルノデアルガ之ハ抽象的ニ価値判断シタ場合ニ左様ニ感ゼラルルノデアツテ之ヲ本件ニ付具体的ニ考察スルトキ上告人ハ決シテ悪意ガアツタノデハナクAノ下痢ヤ大小便ヲ漏ラスノヲ治サウトシタモノデ、ソレガ教養ノナイ粗野ナ上告人デアリ下層ノ生活ヲ為ス家庭デアル為斯様ナ形態トナツタモノニ外ナラズ。

(一) 先ズAハeニ来タ当初カラ毎夜ノヨウニ小便ヲ漏ラツテ居タコトヲ注意スベキデアリ同人ハ泌尿疾患ヲ有シ胃腸症状ヲ伴ツテ居タコトハ想像ニ難クナイ。ソレニ対シ父Fモ別段医療ヲサセタ事実ハナイ。然ルニ暖イ大分県下カラ寒イ新潟県下へ寒サニ向ツタ十月頃来タ為メ漸次胃腸症状ガ亢進シ胃腸炎トナリ下痢ヲ初メ大便ヲ漏ラス様ニナツタノデアル。之ヲ世話スル者ノ側ヨリ考ヘルトキ夜中寝床へ小便ヲ漏シ又大便ヲ漏ラスノハ真ニ不潔ナルコトデアリソレモセオトナツテ居レバ気ノ持方ニヨツテハ相当程度避ケ得ラレルノデアルカラ実ノ親デモ大小便ヲ漏ラセバ叱ツタリ叩イタリスルノハ有リ勝チノコトデアツテマシテ生サヌ仲ノコトデアルカラ毎日ノ様ニ大小便ノ後始末ヲサセラレルト叱ツタリ叩イタリスルノハ己ム無イ事ト云フベク親トシテ子ノ躾ノ為メニモ為サネバナラナイトコロデアルカラ之ヲ以テ直チニAヲ憎ミ辛ク当ツタモノト断定スルコトハ出来ナイ。又Aガ上告人ノ紙幣ヲ盗ンデ破リ捨テタ際叩イタノモ同人ガー度ナラズ再々其ノ様ナ事ヲスルノデ懲ラシメノ為メニシタコトデ之亦親トシテ当然ニ為スベキコトヲシタニ過ギズ特ニAヲ憎ンデシタモノト断定スルコトハ出来ナイノデアル。

Aが下痢シテ大小便ヲ漏ラシタノニ対シ佐渡へ行ツタ折一回D医師ノ診 療ヲ受ケシメタニ止マツテ居ルガコレハAガ下痢ヲシタガ別段発熱モ伴ハズ苦痛ヲ 訴ヘモシナカツタノデ食事ヲ加減シテ自然ノ回復ヲ図ツタモノデアリー般農家ニ於 テハ高熱ヤ苦痛ヲ伴フ疾病デナケレバ仲々医師ノ診療ヲ受ケルコトハ無イノガ普通 デ上告人モ農家二苦難ノ裡ニ育ツタ自己ノ経験カラ余程ノ病気デ無ケレバ医師ノ診 断ヲ受ケルコトハ無カツタノデソノ為メAノ場合モ食物ヲ節シテ自然ノ回復ヲ待ツ ト云フ方法ヲ採ラシメタノデアル。上告人ノ生立ヲ見ルノニ幼時父ニ別レ其顔モ知 ラズ家ガ貧シイノデ六オノ頃近在ノGト云フ家へ貰ハレテ行キ其処デ育テラレタガ 養家デハ尋常小学校モ子守ヲシ乍ラ時々行ク程度デ尋常二年迄行ツタニ過ギズ名前 ノHト云フノヲ片仮名デ漸ク書ケル丈ケデ読ミ書キハ出来ナイ状態デアル。母ハ上 告人ト弟ノエヲ残シテ」ト云フ稲鯨ノ百姓家へ後妻ニ行ツテ仕舞ツタ。十八オノ頃 迄G方デ家業ノ手伝ヲシテ居リ其後 a 町へ出テ魚屋デ女中奉公ヲシニ十オノ頃同町 ノKト云フ者ノ処へ嫁二行キ足掛四年許リ同棲シ同人トノ間二Eヲ生ミ次デLヲ妊 娠シタがK八先妻ト手ヲ切ツテ居ラズ其ノ先妻ガ子供ヲ連レテ家へ這入リ込ンデ来 タノデ居ルコトガ出来ズ其処ヲ出テ a 町字 f ニ住ンデ居ル叔母ノC ノ処へ厄介ニナ ツテ居ル内子供ガ生マレタノデLト名付ケ籍ハKノ家へ入レ同家デ育ツテイル其ノ 中二十五六オノ時同町ノ按摩業Mノ処へEヲ連子シテ再縁シタガ姑トノ折合ガ悪ク 六年許リ居テ離縁ニナツタMトノ間ニハL、Oノ二人ノ子カ出来タガMノ許へ置イ テ出タノデアル其処デ又叔母ノCノ許デ二年位世話ニナツテイル中当時 a 町ノ護岸 工事デ働イテ居タNノ処へEヲ連子シテ後妻ニ貰ハレテ行キ今日ニ至ツタモノデア ル(二〇一丁以下)故二上告人八幼少ノ頃カラ両親二離レ他人ノ許デ苦労ヲ重ネテ 来タノデアツテ食事モ粗食テ漸ク過シ窮乏ニ耐ヘテ来リ病気ニナツテモ余程ノ苦痛 ヲ伴ウ重態デナケレバ医師ノ診察ヲ受ケラレナイ境遇ヲ経テ居ツタノデ日頃カラ医 師ニカカルヨウナコトハ余程ノコトデナケレバ無ク決シテAノミヲ差別シタノデハ

ナイ又上告人八E八出生以来手許デ育テLハ小学校へ上ル七才ノ時迄Oハ四才二ナル迄手許デ育テテ来タガ三人トモ大シタ病気モセズ過シテ居リ(六六五丁)Fトノ間二生レタPモ丈夫デ下痢ヲシタ事ガアルケレドモ皆トー緒ノモノヲ食ベサセ特別ニ拵へテヤルコトハセナカツタ(六六六丁)下痢ハ食べ過ギカ食へ合セカ悪イトカノ場合ニ起ルモノト考エテ居リ食物ヲ加減シテ居レバ治ルト信ジテ居タノデ食物ノ加減スルノヲ常トシ夫レテ何時トナク下痢モ止マリ別段病勢ガ悪化スルコトモ無カツタノデAニ対シテモ之ヲ実行シタニ過ギズ特ニ憎ンデシタコトデハナイ。上告人ノ生立ガ衣食住共ニ耐乏ノ生活デアツタ丈コレガ普通デアルト信ジテ行ツタモノニ外ナラズ、尋常二年迄ソレモ子守ノ合間ニ通ツタニ過ギズ読ミ書キモ出来ナイ上告人デアルカラ日常生活ノ習慣ガソウサセタノハ已ム無イトコロデアル而モAニ対シテハ佐渡デD医師ノ診療ヲ受ケタトコロ食物ノ加減シテ食べ過キサセヌ様ニセヨトノ注意ヲ受ケAノ下痢ハ食物ヲ控へ目ニシテ居ルト信ジタ為同医師ノ言葉ヲ守ツテ居タモノデeニ帰ツテカラ医師ノ診断ヲ受ケテ居ラナイノハ其為デアル。

- (三) A 八痩セテハイタが死亡ノ当日迄発熱モセズ別段苦痛モ訴エズ廊下ヲ歩イタリ外へ出タリシテ遊ンデイタノデ左程重大ナ容態デアルト気が付カナカツタモノデ 其処置二遺憾ナ点ガアルトシテモ其レハ過失デアルニ止マリA ノ生存二必要ナ保護 ヲ与エナイト云フ考エハ少シモ無カツタモノト云ハネバナラナイ。
- (四)上告人八夫ノ応召後五人ノ子供ヲ遺サレ二人ハ佐渡ノ叔母Q方エ預ケタガ之ニハ月々ノ仕送リヲセネバナラズ手許二ハ三人ノ子供ガアリー銭ノ収入モ無ク夫ガ残シテ行ツタノハ預金ト現金ヲ合セテ金三千五百円デ其内応召ノ費用ニ五百円配給品ノ支払ヒニ五百円出産や佐渡エ行ツタリ其他費用ニモ使ツテ千ニ三百円ヲ残スニ過ギナイ状態デ此程度ノ入費が掛ルノデ夫ハ何時帰還スルヤラ或ハ戦死スルカモ知レズ其間昭和二十年五月ニハエガ出生シ乳呑子ヲ抱エテハ働キニモ行ケズ生活ノ前途ハ真ニ不安デアツタカラA丈ヲ特ニ療養サセルコトハ出来ナカツタ。

(五)而モe八交通不便ナトコロでアツテ配給品以外ノ食物ヲ得ルコトハ出来ズ買出ニ行クコトハ家計上許サレズ食物ノ片寄ルノハ已ム無イトコロデ当時全国民ガ自然ニ栄養失調ヲ来タシテ居タノト同様Aモ徐々ニ栄養失調ノ状況ニアツタモノト想像セラレソレガ胃腸が弱カツタ丈ケニ他ノ子供ヨリモ影響スルトコロガ多カツタモノト云フベク上告人ノ家計ノ下ニ於テ之ヲ免カレル方途トテモ無カツタノデアル。 (六)又当時ハ戦争モ敗戦ノ傾向強クナリ空襲ハ激化シ昼夜ヲ分タズ空襲警報が発セラレテ皆之ニ焦心セル時デアリB廿九ノ来襲ハ頻々トアリ上告人モA其他三人ノ子供ノ生存ヲ護ルニ急デ充分ノ注意ヲ与ヘラレナイ状況ニアツタコトモ考量セネバナラナイ。

(七)此間二在テA八毎夜ノ様二小便ヲ漏ラシ次イテ大便ヲモ処構ハズ漏ラス有様デアツタカラ三月頃迄ノ寒イ間ハ小便ヲ漏セバ冷ナイ様二炬燵ニ当テテ暖メル様ニシ其癖ヲ直サウト努メタガ四月ニナリ暖クナツテモ其癖ハ直ラズ大小便ヲモ漏ラスコトガ多クナツタノデ上告人モ漸次Aニ対スル興味ガ薄クナツタコトハ争ハレナイ(二二五丁)ガ之ハ素質ノ悪イ小供ニ対スル吾人ノ通有性デアリ独リ上告人ヲ責メルコトハ出来ナイ数エ年十四オノEノ外七オノA三オノP当オノエヲ抱エテ生活不安ト闘ツテ居ル上告人ニ充分ナAノ療養ヲ期待スルノガ無理デアル凡ソ保護者ガ幼児ニ対シテ尽スベキ保護ノ程度ハ其具体的事情ニヨツテ差異ガアルノハ当然デアリ上記ノ事情ニ於テハ上告人ガ悪意ヲ以テ遺棄シタモノト断スルノハ早計デアル其保護ニ於テハ及バザルトコロガアツタトシテモ其レハ悪意ニ出テタモノデハナク其境遇、教養ノ不足当時ノ緊迫シタ戦時生活ガ不知不識ノ間ニモタラシタモノト云ハネバナラナイ実際ノ結果カライツテモ斯様ナ事情ノ下ニ発生シタ事実ニ対シ三年ノ懲役刑ヲ科シ保護ヲ欠クコトノ出来ナイPヤエカラ母親ヲ奪ヒ去ルノハ酷ニ過ギル、原審ガ上告人ヲ遺棄致死罪ニ問擬シタノハ犯意ナキ行為ヲ処罰シタ違法ガアリ破毀ヲ免カレナイモノト信ズル」と云ふのであるが所論は要するに、被告人に犯意がな

かつたと云う主張である。しかし被告人に犯意がなかつたと云う主張は、畢竟原判決の事実認定を非難するわけであるから論旨は日本国憲法の施行に伴う刑事訴訟法の応急的措置に関する法律第十三条第二項の規定により適法な上告の理由ではない。従つて、論旨は理由なきものと云はなくてはならない。

以上の理由により刑事訴訟法第四百四十六条に則り主文の如く判決する。

この判決は裁判官の全員一致の意見によるものである。

検察官宮本増蔵関与

昭和二十二年十一月二十一日

最高裁判所第二小法廷

義	直	崎	塚	裁判長裁判官
_	精	Щ	霜	裁判官
茂		Щ	栗	裁判官
重	勝	谷	小	裁判官
郎	八	田	藤	裁判官